

## 令和7年度 粟島浦村観光バス乗入補助金 交付要綱

### 第1条 趣旨

粟島浦村（以下「本村」という。）は、国内外からの団体旅行の誘致を促進するため、また、粟島汽船株式会社のフェリーの利用を促進するため、本村を目的地とする貸切バスを利用した本村旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### 第2条 交付対象者

旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社（以下「旅行会社等」という。）とする。

### 第3条 交付要件

以下の要件をすべて満たす旅行であること。

- (1) 10名以上の団体旅行であること。
- (2) 島内を訪問した貸切バスを利用した旅行であること。（※1）
- (3) バスのサイズは、全長9m以内、車幅約2.5m以内、車高約3.5m以内、重量約10t以内、総重量（※1）約12t以内であること。
- (4) 11時15分から12時の間、北回りルート of 走行をしないこと。
- (5) 釜谷方面から北回りルート of 走行をしないこと。
- (6) 南回りルート（村道26号線）を走行しないこと。
- (7) 旅行の出発日が令和7年9月6日から令和7年10月26日までの金土日祝日であること。
- (8) 昼食は、必ず島内の飲食店を利用することとし、島外からの弁当の積み込み等は認めない。
- (9) 本村での貸切バスの受入れは、1日1台とする。
- (10) 他の貸切バス利用に対する助成制度（補助金や支援金等）を受けていないこと。

2.前項第2号の訪問とは、粟島汽船株式会社のフェリーを利用して貸切バスごと来島し、観光施設（有料・無料は問わない）又は飲食施設等を利用することをいう。

### 第4条 補助金の額等

補助金額は次のとおりとする。ただし、申請期間内であっても事業予算の上限に達し次第終了とする。

- (1) 貸切バス1台につき20,000円を交付する。ただし、1事業者あたり60,000円

を上限とする。

#### 第5条 補助金の交付申請

補助金交付申請の際に提出すべき書類（以下「必要書類等」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 旅行の行程表
- (3) 当日の使用車両の車検証

2.必要書類等は旅行出発日14日前までに本村に提出するものとする。

3.補助金申請は1つの旅行について1社のみ申請ができるものとする。

4.必要書類等の提出はFAXを使用すること。

#### 第6条 補助金の交付決定

本村は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

#### 第7条 補助金の交付申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合は、直ちに変更申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2.前項の変更申請書を受理した場合、再度内容を審査し、旅行会社等に変更承諾書（様式第4号）を交付する。

#### 第8条 補助金の交付申請の取消し

旅行会社等が旅行を取消し又は中止する場合は、補助金交付取消し・中止承認申請書（様式第5号）を、旅行を中止しようとする日の14日前までに提出しなければならない。

2.前項の取消し・中止承認申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めた場合は、補助金交付取消し・中止承諾通知書（様式第5号）を交付する。

#### 第9条 利用証明書と運送申込書/運送引受書及び補助金の交付請求

交付決定を受けた旅行会社等は、旅行実施後10日以内に利用証明書と運送申込書/運送引受書及び交付金請求書（様式第6号）を本村に提出しなければならない。

#### 第10条 補助金額の確定

本村は、前条の規定による実績報告書兼交付金請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付するものとする。

#### 第 11 条 補助金の交付

本村は、実績報告兼交付金請求を受理した月の翌月末までに、旅行会社等に補助金を交付するものとする。交付の方法については、国内の金融機関の国内支店口座への送金に限る。

#### 第 12 条 申請の取消し、補助金の返還

本村は、偽りその他の不正の手段により補助金の申請受理又は交付を受けた者に対しては、申請取消し及び今後の申請権をはく奪することができる。

2.前項の取消しが決定した場合は、補助金交付取消し通知書（様式第 7 号）を交付する。

3.旅行会社等は、この要綱に定める事項に違反して補助金を受けた場合は、既に交付された補助金を本村に返還するものとする。

4.補助金を返還する場合の手数料等は、旅行会社等が負担するものとする。

#### 第 13 条 関係書類の整備

旅行会社等は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

#### 第 14 条 疑義等の決定

この契約について疑義が生じた時又はこの契約に定めのない事項については、双方の協議の上、決定する。

#### 附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで適用する。

(※1) レンタカーと島内のコミュニティバスの利用は除く。

(※2) 総重量は、車両重量に積載量計算の基本である最大定員数×55 kgを加え算出。